

二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用

降矢 淳子

【要旨】

御所の北にある桂宮御殿の主要部分が本丸に移築され、二条離宮の中心的な役割を担う本丸御殿となった。嘉仁皇太子の遠方への行啓は、明治三二年京都行啓が初めてのことで、本丸御殿を宿泊所とした。以降、主に皇太子の学習のための地方行啓を支える拠点となり、裕仁皇太子へと引き継がれたことを明らかにした。さらに、天皇や皇太子らによって部屋などが、いかに使われたのか実態に迫った。立場により使用場所が分けられていたこと、建築上の設え以外に、幕や絨毯で格式の高さが表されていたことを裏付けた。また、二条離宮の日常管理や本丸御殿への行啓の準備が、宮内省の主殿寮出張所と同省内匠寮により緊密に連携して行われていたことを示唆した。

はじめに

二条城は、慶長八年（一六〇三）に徳川家康（一五四三～一六一六）が、將軍上洛時の滞在場所、また儀礼を行う場所などとして創建された。寛永三年（一六二六）の後水尾天皇（一五九六～一六八〇）の行幸に際して、二の丸御殿の大改修が行われ、また、城域が西に向かって拡張されて本丸となり、ここに江戸幕府二代將軍秀忠（一五七九～一六三三）のための御殿が新造された。しかし、この御殿は、天明八年（一七八八）の大火で消失した。幕末に一五代將軍慶喜（一八三七～一九一三）の居所があったものの、明治一二年（一八七九）には大破した状態で、その後本丸は空き地になっていた。

明治一七年（一八八四）、二条城は二条離宮となった。明治二六年から翌年にかけて京都御所の北にある桂宮御殿の主要部分が二条離宮の本丸に移築され、本丸御殿となった。それは、大内保存や岩倉具視（一八二五～八三）の皇宮保存計画と関係した京都の再整備として行われたものであった。本丸御殿は、嘉仁皇太子（後の大正天皇）（一八七九～一九二六）と裕仁皇太子（後の昭和天皇）（一九〇一～一九八九）らの宿泊所として使われた。

二条離宮は、大正大礼の饗宴場が設けられたことが知られている。しかし、皇室の離宮として、どのような役割を担っていたのか、その実態は明らかにさ

れていない。本稿では、二条離宮において本丸御殿が、どのように位置づけられ、いかに管理されていたのか。また、行幸啓の歴史において、二条離宮へのそれが、どのように位置づけられるのか、その際に本丸御殿が具体的にどのようなに使われたのかについて述べたい。

なお、天皇や皇太子が外出する際に、立ち寄る箇所が「一カ所だ」と「行幸」「行啓」、複数箇所の場合「巡幸」「巡啓」と呼ばれるが、本稿では二条離宮を基点にするものなので、「巡幸」「巡啓」の途中の宿泊であっても、全て「行幸」「行啓」に統一した。

一 本丸御殿の成立とその管理

二条離宮になった明治一七年、また本丸には御殿がなかった。同二六年から二七年にかけて桂宮御殿が移築されて本丸御殿になると、翌年に明治天皇が行幸した。以後、本丸御殿が使われたのは、同三一年に嘉仁皇太子が宿泊所としてからである。

一方、二条離宮となってから嘉仁皇太子が宿泊所とするまでの約一〇年間、主人である天皇らの行幸啓は、ほとんどない。その間、二条離宮はどのように用いられたのか。また、本丸御殿が移築された後、二条離宮の中で、それがど

のように位置づけられ、誰の手によって管理されたのか。行幸啓の準備はどのようなものだったかについて述べたい。

(1) 二条離宮における本丸御殿の位置づけ

明治維新後、明治天皇は東京へ移り、江戸城西丸御殿に入った。ここを東京城、翌年には皇城と称した。皇城が焼失すると、赤坂離宮が仮皇居となり、明治二十一年一〇月明治宮殿が竣工され宮城と称した。宮城以外に、皇室の所有する建造物は御所、離宮、御用邸などがあり、そのうち、離宮は天皇の行幸や滞在の際に利用された恒久的な宮殿で、明治十七年に二条城は二条離宮となった。²⁾

二条離宮は、大臣や外国の貴賓などの旅館にすることが意図され³⁾、二の丸御殿の修繕がされて明治十九年に工事が竣工した。この時、明治二十六年から二十七年にかけて桂宮御殿を移築して本丸御殿とすることの構想が含まれていたかは、不明である。

二条離宮となった後、本丸御殿が竣工するまでの約一〇年間、二の丸御殿は二条離宮における唯一の宮殿であった。十九年までの修繕工事で、床を板敷として絨毯が敷かれるなどの整備がされ⁴⁾、離宮としての様相が整えられた。明治二〇年の明治天皇の行幸は、大手門から入り、車寄せで昇殿し、黒書院、白書院を経て西の御座間で休憩、昼食をとった後、本丸の天守台跡周辺を散策し、再び西の御座の間で休憩した。帰り際に各部屋を見ながら、還幸したという。⁵⁾ また、外国の貴賓が二の丸御殿を休憩の場としたほか、様々な人が二条離宮を拝観しており⁶⁾、特に明治二五年一月から八月までの間に、四三二人もの人が訪れた。ここから、二の丸御殿は、主に拝観される場であり、また、貴賓らの休憩の場所として使用されていたといえよう。

桂宮御殿が移築されて本丸御殿になると、二条離宮には二つの宮殿が存在することとなった。従来、本丸御殿は、明治天皇の意向により移築され、先朝の遺跡を保存したものとされた。⁷⁾ しかし、本丸への移築工事の内容は、桂宮御殿の御書院、御常御殿などの主要部分が移されただけでなく、さらに大膳職(台所)東脇と車寄の西北に便所が、車寄前と御書院前等に井戸屋形が新設され、

西側の本丸入口の橋を架け替えるというもので(表1)、遺構を保存するためだけのものではなかった。

また、唐門脇より本丸西橋詰までの馬車道が整備された。西橋が架け替えられたのは、高低差を石段で解消する東側の入口では、馬車や人力車で車寄まで行くことができなため、あらかじめ馬車などが使えるよう準備されたことがわかる。移築時には、実際に本丸御殿を使用することが想定されていたのである。⁸⁾

とはいえ、先述したように、本丸御殿が明治天皇を迎えたのは、明治二八年の日帰りの一度のみであり、本格的に実用の宮殿として用いたのは、明治期に複数回行啓した嘉仁皇太子の時からである。宮内省内匠寮は、二条離宮を詳細に調査し大正八年一〇月「二条離宮沿革誌」をまとめた。これには「今上天皇(大正天皇)儲位ニ在リシ時、行啓毎ニ御座所ニ充テラレ爾来、之レヲ襲用ス」とあり、嘉仁皇太子が行啓ごとに御座所として使用して以来、それが引き継がれたと述べる。

本丸御殿は、明治天皇が実用の宮殿として準備を整え、嘉仁皇太子が活用し、裕仁皇太子らが、それを引き継いで使用したものである。まさに、二条離宮の宮殿としての機能は、本丸御殿が担っていたのである。

(2) 本丸御殿の成立と宇田淵^{えん}

二条城が離宮になると、宮内省の予算で修繕に着手された。その後、二条離宮は、一八年に設置された宮内省の内匠寮により一九年三月から管理され、同年九月に修繕工事が竣工すると、内匠寮から同省の主殿寮出張所へ絵図面などが渡され、その管理が移された。¹⁰⁾ この時、主殿寮の最高職である主殿頭は東京におり、京都における責任者は、主殿権助(主殿寮出張所長)の宇田淵(二八二七〜一九〇一)であった。主殿寮出張所が管理する二条離宮の管理責任者となった淵であるが、この職に着任する前は、宮内省の官吏として桂宮家に仕えた。

二条離宮と、本丸に移築された桂宮御殿を結ぶ人物である淵について、ここでは宮内省の官制と合わせて触れておきたい。

淵は、医家の家に生まれ、雅号を栗園（りつえん）といった。岩倉具視が京都に蟄居した際、「柳の凶子党」の一人として、そのそばで情報提供者となり、尊王志士として活躍した。明治元年正月の戊辰戦争に具視の子具定が東山道鎮撫総督に任命されると、参謀として従軍し、その後、徴士権弁事、弁事、留守判官、京都府権大参事、主殿助等を歴任した。¹¹

明治二年二月、京都に留守官が設置されると、留守判官に淵が就任、同七月に宮内省が、翌月に留守官宮内省が設置され、同三年には留守官を留守宮内省に併合し、翌年には留守官が廃止された。¹²この統廃合により、桂宮家と静寛院宮家が宮内省の管轄になり、留守官が廃された翌々日に宮内省の官吏として淵が桂宮家の家令に着任した。¹³はじめ、桂宮の家令は淵、静寛院宮の家令は武田敬孝だったが、明治八年頃より淵がこれを兼任した。¹⁴

桂宮家の家政に関することや宮中に関する諸願いなどは、今後、宮内省へ届け出ることとし、また邸宅と地方に係ることは地方官へ差し出し、あわせて宮内省へも届け出ることとされた。¹⁵家令である淵は、桂宮家と宮内省の間で奔走した。家計困難に関する寄付の要請や、天皇が桂宮家に行幸の際の出迎えと見送り、博覧会への作品の貸出し、¹⁶外戚従四位甘露寺義長が家計困難のため宮内省への無心や、皇族の定額賄料以外の給与の改正に関する取扱いなど、¹⁷それは多岐に亘った。明治一三年三月、淵は宮内省御用奏任取扱掛桂宮御附となり、同年八月九日に六等官に任じられた。¹⁸同一日には、桂宮本邸・別邸の絵図面等を宮内省内匠寮へ提出した。¹⁹

同年九月下旬頃より、淑子内親王の体調が悪化した。淵は、宮内省などへ淑子内親王の容態を電報などで頻繁に連絡した。²⁰口内の腫瘍により食べることが難しくなり、また容易ならぬ状態から鎮静することを繰り返し、疲れ、弱っていく様子を間近で見守った。明治一四年一〇月三日午前零時三〇分、淑子内親王が薨去すると、その旨を宮内省へ電報で知らせた。²¹侍従の富小路敬直、皇后御使の典侍四辻清子、宮内省より香川敬三、式部寮より岩倉具綱が勅使として京都へ下り、御霊祭が行われた。葬送の節は、大阪鎮台の儀仗兵のうち一中隊が差し出され、また出棺の時、横浜の軍艦から時砲が発せられ、泉涌寺に埋葬された。淵がこれに際して奔走したことは、想像に難くない。淑子内親王

の薨去により桂宮家は断絶したが、淵の奔走は、その後も続く。

明治一六年九月、岩倉具視の肝入りで宮内省京都支庁が設置された。書記官御用掛、掌典等を勤務させ、また京都御所殿舎の布設等に従事させるため、特に殿掌、殿部、殿丁が置かれるようになった。²²同月二十八日に宮内少輔香川敬三、式部助橋本実梁、宮内権少書記官麻美義修、宮内省御用掛五辻安仲等が京都に赴き、宮内省京都支庁設置の事務を処理した。²³同年一〇月、京都府知事北垣国通を宮内大書記官と兼ねて京都支庁長とし、京都支庁は桂宮御殿に置かれた。同年十一月五日、桂宮家所蔵の道具や書籍類は、京都御所の御文庫に預けられ、それらには京都支庁の封印が施された。²⁴

明治一九年二月二日、桂宮の称号が宮内省へ預けられ、淵により残務取り調べ、道具類等の片付がされた。同年二月二〇日、宮内省京都支庁が縮小改組され、主殿寮出張所と定められると、淵は主殿権助となり、また主殿寮出張所の所長となった。同二五日より事務の取り扱いを始めることが、主殿頭香川敬三へと伝えられ、²⁵二七日には桂宮に安置された位牌一七基と三尊仏が、相国寺慈照院に預けられた。²⁶翌二八日、主殿寮出張掛員が出頭のもと桂宮御殿を点検し、その他賄料の残額金、道具類をすべて帳簿と照準して引き渡され、桂宮家の家扶従以下が免ぜられた。²⁷二八日の引継ぎを受け、四月より殿部殿丁が勤務することが淵から主殿頭香川敬三に伝えられた。²⁸

淵は、断絶となった桂宮家やその御殿の後処理を桂宮御附として行い、主殿寮権助となつて桂宮御殿の管理などを自ら引き継いだ。桂宮家が断絶し、また宮内省の組織が変化したものの、桂宮御殿は変わらず淵によって管理されたのである。

主殿寮権助である淵の仕事は、桂宮御殿に限つたものでなかった。御所をはじめ、京都に点在する離宮などを掌握し、二条離宮の管理もそのうちのひとつであった。御所や二条離宮を訪れる天皇や皇族、外国からの賓客に対し先導や案内、²⁹また、京都皇宮等の拝観願の許可などを行った。³⁰

淵は、桂宮御殿が二条離宮に移築され、本丸御殿として竣成した際、これを検分した。翌二八年、明治天皇の本丸御殿への行幸を終えた後、官を退いた。³¹

明治一〇年頃から、京都の整備は、大内整備事業とそれを引き継いだ岩倉

具視の京都皇宮保存計画により進められた。また、明治天皇が東京に移ったことに伴い、困窮する在京公家のために、桂宮淑子内親王への祇候がされ、桂宮が京都における華族の中心的な役割を果たした。岩倉具視と懇意であった淵は、桂宮御殿において、宮内省と桂宮家の間で尽力し、また淑子内親王の最後を看取り、断絶した桂宮家の始末をした。宮内省京都支庁での淵の役割は不明だが、これが岩倉具視の主導で設置された機関で、桂宮御殿に置かれたものであり、淵は無関係でなかったといえる。その後、宮内省京都支庁が主殿寮出張所に改組されると、主殿寮出張所長として、桂宮御殿と二条離宮を共に管理した。これらのことより、淵は、桂宮御殿を二条離宮の本丸に移築し、本丸御殿とすることを推進した一人であると考えざるを得ないのである。

ところで、本丸御殿は、平成二九年(二〇一七)より保存修理工事着手され、障壁画の修復作業等も行われた。その際、大量の裏貼文書が発見された。いうまでもなく、裏貼文書には反故紙が使われるため、その内容は雑多なものが多いように思われるが、点数が膨大であるため、現在、その全容が掴めず、今後の調査に期待するところである。しかしながら、この中に数点「桂宮」と名前が印刷された野紙に、淵の名前が記されたものが見つかった。明治一年の桂宮家令として奔走していた頃のものである。淵は、桂宮御殿が本丸御殿となった今でも、かつての様子を伝えているのである。

(3) 本丸御殿の管理

明治二六年から二七年にかけて二条離宮の本丸に移築された桂宮御殿は、本丸御殿となり、皇族による行幸行啓を待った。その管理は、宇田淵が所長を務める主殿寮出張所によって行われた。主殿寮は、主殿頭(長官)、助(次官)、属(属官)などで構成され、宮殿の洒掃、門の扉につける金具等の布設、防火警戒などを扱った。⁽³⁸⁾ 京都支庁から主殿寮出張所に改組された際、御所及び各所の離宮を引き継いだが、殿部の人数を減じられ、増員を要請した。⁽³⁹⁾ しかし、増員されることなく、九人を減じた殿掌一〇人・殿部一六人・殿丁三〇人、合計五六人で、殿掌一〇人中に二人の取締を置き、殿部以下昼夜隔日勤番と定め、殿掌は毎日御所始め諸宮殿を見廻り、殿部以下の勤怠を監督した。⁽⁴⁰⁾ 管轄する場

所は、御所・大宮御所・二条離宮・修学院離宮・桂宮御殿・桂離宮の六ヶ所と、付属所とされた仙洞御所御庭・醒花亭・又新亭・錦流亭・拾翠亭・祐ノ井の六ヶ所であった。二条離宮は殿部二人、殿丁四人で、桂宮御殿も同じく殿部二人、殿丁四人が配属された。⁽⁴¹⁾

また、内匠寮は、明治一八年に設置され、宮殿その他の建築物の保管監守、建築、土木、庭苑、園芸、電気、ガス、水道、写真などを扱い、内匠頭、監理課、工務課などで構成された。主殿寮は大正一〇年に廃止され、内匠寮出張所が設置された。⁽⁴²⁾ 先稿において、行啓の準備は主殿寮が行ったことに触れたが、⁽⁴³⁾ 内匠寮でも行っていた。「大正四年度 天皇陛下 皇太子殿下 皇子殿下 行幸啓書類 内匠寮 京都派出所」⁽⁴⁴⁾ から、この行啓のための準備の様子がわかる。

大正四年四月、裕仁皇太子の京都と奈良への行啓で、九か月ぶりに二条離宮が宿泊所となった(表2・表3)。行啓供奉員の人数は、親勅任官二人、奏任官一六人、判任官一九人、仕人六人、厨司四人、菓丁二人、小者七人、他一人の合計七〇人だった。そのための準備は、内匠寮の指揮の下、詰大工や定夫、電工が行った。人数は内匠寮建築係が四名、定夫が二名、雇上げの人力が二〇人、職工は四名だった。雇上げの人力と職工は、原籍、現住所、職業、姓名、生年月日を届け出なければならず、犯罪歴がないかなどが調べられた。今回は、賭博により懲役および罰金に処せられたものが三人、住所が不明なものが二人おり、また、家族に肺結核が出た人夫がいた。内匠寮が、人夫を集めるために請負人に依頼し、請負人が人数を整えた。内匠寮と主殿寮出張所警務課で請負人の名簿を共有し、警務課から京都府警察署へ名簿が提出され、取り調べの上、警務課へ通知が行き、内匠寮へと知らされる流れになっていた。

内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の巣や屋根松葉、その他全般の掃除、東大手門より本丸直通電話を架設、照夜燈の建設、道筋その他の目隠しのため鯨幕張り、本丸室内各所の電鈴取り付け及び試験、便所各所に蜘蛛手を配置、警察部消毒所の建設組立、本丸車寄階段その他内玄閣主膳室北方の縁側上へ絨毯および帆布綿等を敷くことなどであった。

次に行啓がされたのは、皇太子の行啓から三カ月後、同年七月のことで、

雍仁親王と宣仁親王によるものだった。三重、奈良、京都、名古屋への巡啓で、両皇子は、二条離宮に到着してすぐに大饗宴場を見学した。この行啓の準備にあたったのは、内匠寮建築係六人と同園芸係八人であった。四月の行啓で見られなかった園芸係が配置されたのは、盛夏のためかと思われる。この時にも、照夜燈や電鈴がつけられるなどした。

同年一月の皇太子の行啓は、大正天皇即位の礼臨席に際し、八日に到着し、九日一〇日は御所に参内、一日日に大饗宴場を見学、翌日に還啓するものだった。その準備は、本丸御殿より東大手門番所まで直通電話を取設、各室に電鈴取設、障子張替、魚精室（家臣調理場）に柵取設、玄關脇板塀の内外や大手門番所前などに幕張、廁の引出配置と蜘蛛手配置、皇太子の便器修繕、給水調査、玄關脇広間の仕切り取設、侍医寮流し台取設、高等官と判任官の浴室板戸建合、消毒室中仕切り取設が行われた。今回は、直通電話が上手く繋がらず、皇太子が到着した後も手直しが行われ、また不通になるなどして電工が呼び出されて復旧した。この行啓については、大正大礼のお祝いということもあつてか酒饂料が下賜された。

一方、主殿寮の行啓の準備は、内匠寮属や内事課属、東宮主事らの御殿等の視察の案内や、股野内匠頭、木子技師などと行啓の打合せを行った⁽⁴⁵⁾。また、御殿の掃除、盆栽や調度品陳列、荷物搬入、畳替その他諸般の設備や華族会館京都分局長宛に拝謁等の通知、本丸までの乗車許可などを行った⁽⁴⁶⁾。また、主殿寮出張所長は、皇太子の出門と還御の前に合わせて本丸御殿を訪れ、見送りや出迎えをした⁽⁴⁷⁾。

行啓の準備で特に注目されるのは、架設の電話や電鈴がその都度、取り付けられるなどしたこと、また、内匠寮と主殿寮が緊密に連携して、その対応に当たったことである。

二条離宮を管理する上で、内匠寮と主殿寮の役割分担は、どのようなものだったのだろうか。本丸御殿の小修繕などは、主殿寮出張所から仕様書や注文書が出されて入札が行われ、業務の請負人は、主殿寮出張所会計課あてに請求書や竣工届等を出した。また、竣成後は、内匠寮技手から主殿寮出張所長に対して上申書が出された。この流れは、建物の修繕だけでなく、本丸御殿の作庭

と明治天皇の命による庭園改修の史料「明治二十七年改築費明細」「明治二八年度工事録」からも同様であることがわかる⁽⁵⁰⁾。

二条離宮となり修理が終わると、内匠寮から主殿寮出張所へ、その管理が引き渡された。しかし、内匠寮の関りは、それ以後も続いた。技師としての仕事は、内匠寮がそのまま担っていたのだろう。内匠寮と主殿寮は、緊密に連携して二条離宮を管理しており、そこに上下関係があったのかは不明である。ただし、大正二年には、内匠寮事務と主殿寮主事が兼動になっており、また大正四年と八年の行啓時には、「使者の間」に主殿寮と内匠寮が共に詰めたことが確認できる（表2）。大正一〇年、主殿寮はなくなり、内匠寮出張所に集約される。主殿寮と内匠寮により二条離宮がいかに管理されたのかについては、今後の課題としたい。

二．本丸御殿への行幸・行啓

近代日本において、天皇や皇太子の行幸・行啓は、全国の人々に「臣民」であることを視覚的に意識させる戦略として行われた⁽⁵¹⁾。また、明治三〇年代以降、明治天皇の体の不調が目立つようになると、軍事的な行幸が中心となり、一般の人々の前に姿を現すことは少なくなった。一方、病気がちだった嘉仁皇太子は、健康回復を図るため、また地理歴史の実地見学のため全国を回った。その学習のための全国への行啓は裕仁皇太子に引き継がれた。二条離宮の本丸御殿は、そうした行啓の過程で宿泊所として利用されたのである。

行幸行啓は、当時の政治情勢などと綿密に関係しており、その背景をおさえつつ、また、どのように本丸御殿が使用されたのか探りたい。

（一）明治天皇の行幸

江戸時代終焉後、二条城は太政官代、京都府庁、二条離宮へと変遷を遂げた。明治天皇は、明治元年に太政官代へ、同五年と同一〇年に府庁へ、同二〇年と同二八年に離宮へ、その所管が変わるたびに行幸した。同二八年は、桂宮御殿の本丸への移築工事が完成した翌年で、本丸御殿を目的に行幸したものであつ

た。この行幸について、詳しくみていく。

明治天皇は、前年九月一三日に東京を発ち、名古屋、神戸、広島、京都、静岡へと巡行した。供奉員は、宮内大臣子爵土方久元、侍従長侯爵徳大寺實則、主殿頭山口正定、文事秘書官内事課長股野琢、宮内大臣秘書官長崎省吾、内閣総理大臣伯爵伊藤博文ら二〇人である。日清戦争の講和条約の締結の後、広島の大本営が京都に移されることに伴い、四月二十七日に広島大本営を発ち、四月二十八日より同年五月二十八日まで京都に駐輦した。⁽⁵³⁾この間に、征清大総督の彰仁親王が京都を凱旋し、翌日の二三日に明治天皇は本丸御殿へ行幸した。⁽⁵⁴⁾京都御所を午後二時に発ち、午後七時四五分に還御した。⁽⁵⁵⁾二十七日、宮内大臣土方久元を出席させた酒宴が二条離宮で設けられ、山階宮晃親王が招かれており、この時は和食が出されたようだ。⁽⁵⁶⁾

では、この時、本丸御殿はどのように使われたのか。『明治天皇紀』⁽⁵⁷⁾は、明治天皇が室名として「松鶴の間」「雉子の間」「雲鶴の間」などを命名したとする。それを示したものが、「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」⁽⁵⁸⁾で、本丸御殿の図面に命名した名前を付箋で記している。「明治二八年五月二三日行幸被為在候節、朱書之通再今可相称旨被 仰出候事」と添書があることから、明治天皇の行幸時に朱書きのように呼んだので、今から同様に呼ぶように伝えられたものであることがわかる(表2)。そのため、「謁見所」や「仕人」など部屋の利用や使用者を示すものも含まれている。

特に注目すべきは、「侍寝」と洋食調理場である。「侍寝」とは、明治天皇の時まで行われていた慣習であり、御側女官が寵愛されて寝所に侍ることである。後に寝所として使われ、また「御寝の間」とも呼ばれる「雉子の間」の北隣の部屋である「耕作の間」がこれにあたり、御側女官が控える場所として相応しい。

嘉仁皇太子の時から一夫一婦制となり、「侍寝」は廃止された。二八年の行幸は日帰りだったが、図面作成時は後に宿泊することも考えられていたといえるよう。

明治政府は、欧米列強に追いつくために欧米文化を撰取し、また、明治五年頃から天皇の生活にも西洋文化の要素が取り入れられるようになった。⁽⁵⁹⁾天皇

の食事にも洋食が取り入れられ、饗宴でも洋食が出されることが多くなった。洋食調理場は、そうした食文化の変化に対応して設けられたのだろう。この図面には作成年代は記されていないが、「侍寝」とあることから明治天皇の在位中のもので、二八年行幸後に時を経ずして作成されたものであると考えられる。行幸後の本丸御殿の使用が想定されていたといえる。

ところで、御常御殿の三層楼の一室には、後に「呈寿」と名付けられた御座所がある。「呈寿」の設えが御座所として整えられた様子を撮影したものが(口絵3・写真1)「明治五年及十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真 二枚 二条離宮内所在」で、一冊のアルバムになっている。⁽⁶⁰⁾一点目の写真は、右上に「明治天皇桂宮へ臨幸淑子内親王ニ御対面ノ時御所用」と墨書がされ、二点目の写真は「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 二条離宮内所在 当局員西京出張中謹写」と付箋が貼られている。二枚の写真は全く同じみえるが、同時期に撮影されたものか断定できない。

明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御所の北に位置する桂宮御殿に明治五年、一〇年、一三年と三回行幸した。一方、桂宮御殿の移築は、明治二六年から二七年にかけて行われた。二点目の写真に「二条離宮内所在」とあることから、本丸移築後に移築前の五年と一〇年の行幸の時の御座所の状態を残そうとしたものであることがわかる。また、一点目の写真に記された「御対面の時に御所用」されたものは、写真にうつる「呈寿」の部屋と机と椅子、絨毯を指す。調度類や御座所の様子を撮影していることから、「当局員西京出張中」とは、行幸の際に調度類を整える「調度局」のことかと推測される。⁽⁶¹⁾

調度類は、明治五年の桂宮御殿の行幸の際に準備され、二条離宮への移築に伴って移された。この一室は桂宮の行幸の時と同様の設えがされ、御座所となつたことがわかる。

明治二八年の行幸では、明治天皇が三階に昇り、眺望絶佳なことを繰り返し喜び、御苑の改造や草木の栽植等、ことごとく指示した。⁽⁶²⁾この場所こそ「呈寿」であり、かつての桂宮御殿への行幸の御座所がそのまま保存されたものとなっていた。

(2) 嘉仁皇太子の行啓

嘉仁皇太子は、明治天皇の行幸の後、本丸御殿に九回行啓した。(表3)は、本丸御殿への滞在日数と行幸啓の目的などを記したものである。そのうち、嘉仁皇太子の明治三十一年(一八九八)の行啓は、滞在数が二九日であり、他と比べると圧倒的に長い。この時、一八歳の嘉仁皇太子は、本丸御殿を宿泊所として、京都でどのように過ごしたのか、またこの行啓が持つ意味について確認したい。まずは、三十一年行啓までの嘉仁皇太子の動向を大まかに確認する。

嘉仁皇太子は、権典侍柳原愛子を生母とし、明治天皇の第三子として誕生した。七歳まで中山忠能邸で過ごし、その後、青山御所に移った。生まれながら病弱で、脳膜炎になるなど、しばしば健康状態を悪化させ、八歳の頃より、静養を兼ねて避暑と避寒に箱根などに出かけた。学習院に入学したものの、健康の悪化と発達の遅れなどから、東宮御所である赤坂離宮内に学問所が設けられてここに移った。病気による教育の遅れを取り戻すため、個人授業による詰め込み教育が行われたが、さらなる健康の悪化を招き、それが教育の遅れへと繋がった。

同三十一年二月首相の伊藤博文(一八四一〜一九〇九)は、天皇に対して皇室改革などに関する意見書を提出した。原武史は著書『大正天皇(朝日文庫)』の中で「伊藤は、皇太子の体調を案じ、そのため学業が遅れたのはやむを得ないとした上で、今日周囲にいる者が、ただ傍観したままで憂慮することもないような状況では、恐れ多い限りだと述べている。そしてこの憂慮を打開するために彼が天皇に進言したが、「勲臣ノ内ヨリ一人ヲ簡拔シテ監督セシメ」る、つまり先に述べたような悪循環をただ繰り返しては皇太子との溝を深めるだけの従来の東宮職主導の体制を改め、東宮職以外に元勲の中から一人を選び、皇太子の教育や健康管理などにつき総合的な見地から監督に当たらせる方法であった。」と述べている。天皇は、これに同意し、元帥陸軍大将の大山巖(一八四二〜一九一六)を直ちに東宮監督とした。この東宮監督は同三十三年五月には廃され、天皇の信任がとりわけ厚い有栖川宮威仁親王が東宮を監督する全権を委任される東宮補導となり、大山は東宮補導顧問となった。

嘉仁皇太子が本丸御殿を行啓したのは、明治三十一年一〇月のことで、還啓

の時、新橋停車場には有栖川宮威仁親王(一八六二〜一九一三)らが出迎え、東宮御所に着いた後、東宮監督侯爵大山巖と対面した。この時の行啓には、天皇が信頼し、嘉仁皇太子の側に置こうとした大山と有栖川宮は、行啓に伴っていないのである。

従来、嘉仁皇太子が健康と地理歴史の勉強のために、全国を巡啓する契機となつたのは、明治三十三年(一九〇〇)とされる。しかし、本丸御殿への行啓は、それに先駆けたものであり、当てはまらない。

では、明治三十一年の二条離宮への行啓は、どういった意味をもつものなのだろうか。嘉仁皇太子が、京都でどのように過ごしたのか確認したものが(表4)で、本丸御殿を宿泊所として、京都市内と奈良の各所を精力的に巡っており、病弱であったと思えないほど過密な行程であったことがわかる。嘉仁皇太子は、泉涌寺のみ公式に参拝し、その他の場所は非公式に行啓し、華族や門跡と対面したり、かつて宮中に奉仕した女官とも再会したりした。また、学校や病院などを訪問しては、衛生費や学資金、養老賜金を下賜した。

この時、東宮侍従子爵稲葉正繩が嘉仁皇太子の命により行啓先を撮影したものが(口絵4・写真2)「東宮」嘉仁親王行啓各地写真帖⁶⁷⁾である。写真帖には、二条離宮唐門、二条離宮内濠、二条離宮天守台跡、二条離宮内旧桂御所御建物、二条離宮全景、嵐山、淀小橋、奈良俱樂部、奈良俱樂部庭園内群鹿、奈良猿沢池、岐阜長良川鶴飼、名古屋城、第三師団偕行社、大磯鍋島侯爵別邸、小磯小学校生徒運動会、伊藤侯爵愛犬、横須賀常備艦隊行啓之節艦隊運動之実景、軍艦富士号艦橋を収める。

この行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿・東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・東宮侍従丸尾錦作・同鍋島精次郎・同子爵大迫貞武等であった。中山孝麿は嘉仁皇太子が九歳の時より東宮侍従長のち東宮大夫になった人物で、高辻修長は同じく四歳からの教育役の内の一人で、これは、後に、有栖川宮の「健康重視派」と対立する、旧来勢力の「教育重視派」であった。

ところで、この行啓は、明治三〇年六月頃に発案されており、宮内大臣秘書官の長崎省吾が、皇太子の御座所にするべく二条離宮を見分し、宮内大臣土

方久元と侍従長の徳大寺実則に報告した⁽²⁵⁾。宮内大臣土方久元と侍従長の徳大寺実則は、明治天皇の最も信頼のおける側近であり、これらの人物が嘉仁皇太子の行啓先を事前に調査していたことは重要である。また、嘉仁皇太子の教育について、明治天皇と徳大寺らは明治二五年に協議しており、以前から嘉仁皇太子を心配していた様子がうかがえる。これらのことから明治天皇をはじめ、その周辺により明治三一年の行啓が発案され、伊藤博文の意見書が出された後、本丸御殿への行啓が実現されたものであると考えられる。また、東京から離れた地への初めての行啓であり、明治三三年から始まる全国をまわる行啓の先駆けとなるものであった。

嘉仁皇太子は、終始、御機嫌で、体調を崩すことはなかった。還啓の後、天皇と皇后へのお土産として青木箆筒、七宝焼、友禅縮緬、養老酒などを贈った⁽²⁶⁾。

ところで、明治天皇は京都を愛したことが知られる。桂宮御殿に住んだ叔母の桂宮淑子内親王は、東京にいる一七歳の明治天皇の種痘接種に関し、京都から進言し、接種を滞らせるほどの影響力を持った。淑子内親王の容態が悪化する、巡行先の山形県の行在所より、電報でその容態を連絡させ、また危篤の状態が知らされるなど、頻繁に連絡が取られた。福島の行在所で薨去の報に触れた明治天皇は、深く震撼し、一日の諸事を取りやめ、三日間、歌舞や音曲などをやめさせた⁽²⁶⁾。これらのことから、明治天皇と淑子内親王は、親密な関係であったことがうかがえる。淑子内親王が住んだ桂宮御殿は、本丸御殿となつたが、かつての面影を色濃く残す。

嘉仁皇太子の初めての行啓先に本丸御殿が選ばれたのは、明治天皇の淑子内親王との思い出があることも一つの要因になったのかもしれない。

(3) 裕仁皇太子らの使用

裕仁皇太子が二条離宮に行啓した回数は、父である大正天皇の皇太子時代より多い。裕仁皇太子は、大正四年から同一〇年まで地理歴史の学習を兼ねた地方見学で全国を回り、その際、供奉に教育官や学友を伴った。本丸御殿に初めて行啓したのは、それに先駆ける大正二年三月のことで、学習院五年生の成

績表を渡された後の春休み中の行啓であり、兄弟の雍仁親王(秩父宮)と宣仁親王(高松宮)を伴うものだった。翌年も同時期に同様の行啓がされた。

ところで、大正四年に行われた大正天皇の即位の礼では、二条離宮に饗宴場が設けられ、一月一六日と一七日の二日間、饗宴が催された。七月に雍仁親王と宣仁親王の皇子二人が、また一月八日から一二日まで裕仁皇太子が本丸御殿に宿泊し、饗宴場を見学するなどした⁽²⁷⁾。この時の布設図が「工事録」に付属しており、また他の史料とあわせて本丸御殿の各部屋を、どのように使用したのか示したものが(表2)で、御殿の図面(図1)に対応させた。

三〇間廊下は、御書院と御常御殿、台所を結ぶ廊下として移築時に設けられた。明治天皇が行幸した明治二八年には、この付近に浴室が一つあるのみだったが、嘉仁皇太子の時の明治四〇年には女官部屋や女官便所、高等官以下の浴室などができ、以後も使用する予定であると伝えられた。裕仁皇太子が行啓した大正四年には、この女官部屋が皇太子等の教育係である傳育官⁽²⁸⁾によって使用された。傳育官は、嘉仁皇太子の時に設置され、裕仁皇太子の時にもそれが引き継がれており、行啓に伴ったことがわかる。同年一月の裕仁皇太子の行啓時には、御座所近くの萩の間や御茶所にも傳育官の部屋が充てられた。

また、御殿内の便所について見ると、大正四年には、御書院の近くが皇族、北廊下が高等官、雁の間近くの北側取り合い廊下の東側が判任官、西側が親任官以下のものとなっていた。立場によって、使用する便所の場所が明確に区別されていたことがわかる。現在、便器の遺構は、御座所近くが黒漆塗り、御書院の近くが木製、北廊下が染付、雁の間近くの北側取り合い廊下の二つが陶器のものを残している。甕型に貯留される北廊下などに対し、御座所近くが黒漆の、御書院近くが白木の引き出しによる汲取りになっている。この便器は、いつ設置されたものか不明だが、その場所に相応のものとなっており、使用者の立場に応じたものになっていることが推測される。

また、電話や電鈴、照夜燈は先述したように、その都度、準備された仮設のもので、還啓の後に取り外された。

(図2、3)は、電鈴がどこの部屋につけられ、誰から誰を呼び出すものだったのかを示すものである。大正四年の電鈴は、萩の間に置かれた候所から書

院三の間の廊下にいる内舎人へ、内庭人を経て、事務所へとつながるものだった。また、雲鶴二の間の両長室（武官長と侍従長大夫と考えられる）より竹の間の仕人と御茶所の出仕へ、雲鶴一の間の太夫から雁の間の事務所へ、御茶所の出仕から竹の間の仕人へと繋がるものだった。明治四年の時点で、呼び出し元を四力所としたものが、大正八年になると、その数が圧倒的に多くなり、一二ヶ所となった。また、呼び出し先が竹の間に詰める仕人に特に集中して集約されることがわかる⁽¹⁸⁾。仕人とは、仕える人という意味であり、末端の役割を果たしていたといえよう。電鈴は、御常御殿や御書院にいるものが、玄関や雁の間周辺にいる者を呼ぶよう架設された。御座所のある御常御殿や謁見所のある御書院が皇太子等の場所となっていたことに対し、玄関や雁の間周辺が、それを支える人たちが控える場所となっていたのである。

ところで、明治天皇の行幸時には、仕人は執次詰所に、竹の間は京都府が詰めていたが（表2）、大正四年には仕人が竹の間に詰めている。明治天皇の行幸以降、実際に御殿を使用していく上で、竹の間が仕人の詰所に適していたため、変更されたのだろう。

大正八年一〇月にまとめられた「二条離宮沿革誌」⁽¹⁹⁾で、技師の山田薫は、そのうち「二条離宮沿革 附現状一般」と「二条離宮建物調査」を記し、本丸御殿の現状について「本丸二入レハ広場アリ、小砂利ヲ敷テメ正面ニ宮殿御車寄アリ、宮殿ハ本丸ノ稍々東北寄ニ西面シテ建造セラレ御車寄ヨリ御玄関廻リ、御書院廻リ、御座所廻リ調理所廻リ等相隣リテ設ケラレ、各々渡廊下ヲ以テ連結ス、其他宮殿ノ北側ニ便所、井戸家形、商人溜、湯沸所、臣下調理所ノ雑棟並ビ建テラル」と述べており、明治四〇年に竣工した商人溜や湯沸所、魚精（臣下調理所）といった建物がこの時点で建てていたことがわかる。しかし、これらは現存しない。また、「二条離宮建物調査」では、第一区御座所廻り（御常御殿）、第二区侍医詰所廻り（三〇間廊下）、第三区御書院廻り、第四区台所廻り、第五区車寄廻りと御殿内を五区に分け、その内部の状況を伝える。特に注目すべき点を挙げると、第一区御座所廻りの廊下および御座の間、御納戸の間、廁、二階は絨毯敷きになっていた。また、部屋の周囲に、御座の間と御寝の間は紋織物が、三階の御座所は紋絹の幕が張られ、また、御化粧の間や廁附近の廊下に

は、紋紙が張られた。第二区侍医詰所廻り（三〇間廊下）附近の廊下は、帆木綿敷きになっていた。第三区御書院廻りは、廊下は絨毯敷きになっており、謁見所となる御書院一の間は絨毯敷き、周囲を紋絹張りとした。四季の間は、春の間のみ絨毯敷きで、春の間と夏の間は源氏崩し欄間には紙張障子が張られた。雲鶴の間の周辺には紋織物が張られ、付属する皇族の便所は、絨毯が敷かれた。第四区台所廻りは、雁の間と付近の廊下は帆木綿敷きであった。第五区は玄関と取次詰所、廊下が絨毯敷きであった。

ここから、周囲に張られる幕には、「紋絹」「紋織物」「紋紙」の三種類があり、また敷物には「絨毯」「帆木綿」の二種類があったことがわかる。それらを使い分けることで部屋に格式を示す特別な意味が持たされた。拝謁所の書院一の間は、紋絹張りで絨毯が敷かれ、また御座所の松鶴の間は、紋織物張りで絨毯が敷かれ、格式の高さが示された。玄関周辺は、仕えるものが詰めた場所であったが、廊下などが絨毯敷きになっていた。これは、言うまでもなく、公式の出入り口で、多くの人の目に触れる場所であったからである。一方、皇太子等の目に触れない場所である台所や三〇間廊下は、帆木綿が敷かれ、御常御殿や御書院より質素なものとなっていた。

先述した通り、便所の場所が立場で区別されていたこと、電鈴が御常御殿や御書院にいる貴人から、玄関や雁の間周辺の竹の間などに詰めるものを呼び出すものであったこと、敷物や幕により部屋の格式が示されていたことなどから、本丸御殿は、立場が明確に示された状態で使用されたといえる。

大正一〇年三月、学問所を卒業した裕仁皇太子は、ヨーロッパへの外遊に出かけた。その直前の二月二三日、安全祈願と報告などのために京都を訪れ、本丸御殿に宿泊した。ヨーロッパへの外遊が裕仁皇太子の学習のための地方見学の見終地点であり、それと共に本丸御殿が宿泊所となることにも終わりを告げた。

おわりに

明治一七年、二条城は二条離宮となり、同一九年に宮内省による修繕を終え

た。以降、拝観のために多くの人を迎え、二の丸御殿は、外国の貴賓などの休憩所として用いられた。皇族などによる使用が想定され、同二六年から二七年にかけて本丸御殿が移築された。

同二八年、明治天皇は本丸御殿に行幸し、後に使用する時のために、部屋名が定められた。二条離宮に行啓した嘉仁皇太子や裕仁皇太子らの目的は、本丸御殿に宿泊することで、二条離宮の宮殿としての主な機能は、本丸御殿が担っていたのである。

嘉仁皇太子の遠方への行啓は、本丸御殿に宿泊した三二年が初めてのこと、その体調などを心配した明治天皇とその周辺の人々による発案と考えられるものだった。宿泊所に本丸御殿が選ばれたのは、明治天皇の叔母である桂宮淑子内親王が住んだ桂宮御殿の名残を色濃く残す場所であったことも一つの要因となったかもしれない。嘉仁皇太子は、本丸御殿に約一カ月間にわたって宿泊し、活発に過ごした。以後、嘉仁皇太子は本丸御殿にたびたび行啓し、それは裕仁皇太子へと引き継がれ、東宮御学問所を卒業し、ヨーロッパへと外遊する直前まで続いた。

また、二条離宮の管理は、宮内省主殿寮出張所が中心となり、同省内匠寮と緊密に連携して行われた。本丸御殿の行啓の準備も、同様であった。

行啓のために電話や電鈴、照夜燈などが架設された。特に電鈴は、御常御殿や御書院にいる貴人から、玄関や雁の間周辺に詰める者たちを呼ぶものとして設置され、また、便所の使用者の区別がされるなど、立場によって使用する室などが定まっていた。行啓の際の本丸御殿の室内は、絨毯などが敷かれ、紋絹や紋織物、紋紙といった幕が張られて、部屋などに格式の高さが示された。

本稿は、本丸御殿を中心に考察したもので、二条離宮の全貌は、今後、膨大な工事録を紐解くなどして明らかにしていく必要がある。

【注】

(1) 拙著「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 元離宮二条城』(第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇二三年、

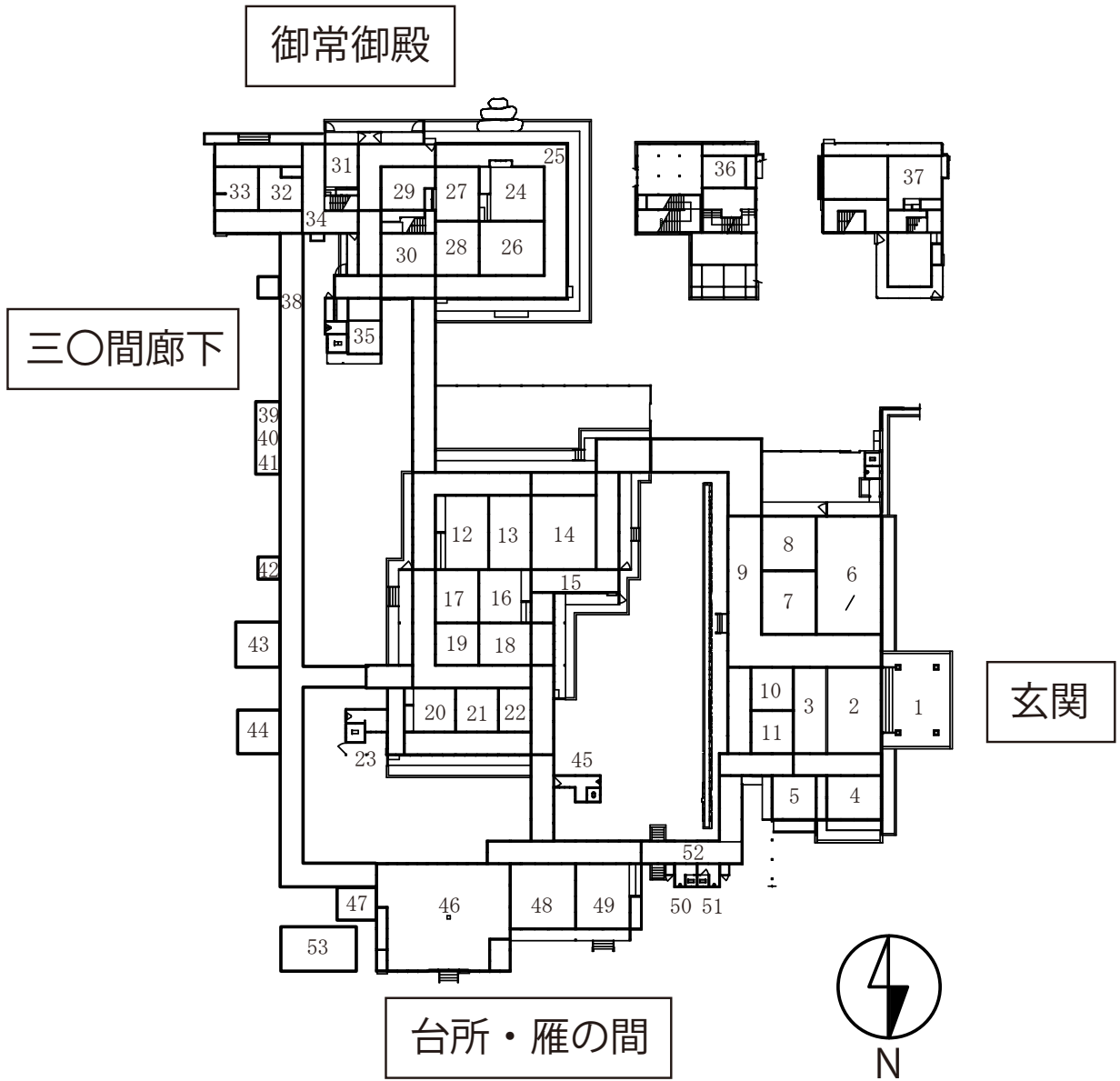
以下『紀要』第二号とする)

- (2) 原武史・吉田裕編『岩波 天皇・皇室辞典』(岩波書店、二〇〇五年)。二条城が離宮になった経緯について、ここでは詳しく触れないが、石川寛「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究12』二〇〇八年、https://www.jstage.jst.go.jp/article/aichikenshikenkyu/12/0/12_31/article-char/ja/ が詳しい。また、岩倉具視の皇宮保存計画が関係しており、これについては齊藤紅葉「明治初期の京都における公家地・所有物の変容―岩倉具視、杉孫七郎、牧村正直を中心に―」(京都大学学術情報リポジトリ KURENAI 紅)に岩倉具視の周囲で事前に準備されていたことが明らかにされた。https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/281924/1/120_159.pdf、110(111)
- (3) 『京都日出新聞』明治一九年三月三十一日。以下『日出』とし、『紀要』二号の編年史料近代編の番号を記す。また、これに掲載されていないものは『日出』とし年月日を記す。
- (4) 『平成30年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書「概要版」』(株)シー・ディー・アイ、二〇一九年) 17頁
- (5) 『日出』100
- (6) 『日出』89、95、107、115、116、117、119、120、122、123、126、128、130、137、140、142、144、156、157、162、164、183、196ほか
- (7) 『明治天皇紀』第八一八二〇頁(吉川弘文館、一九七三年)以下『明紀』とする。「曩に思召を以て、安政元年皇居炎上の際仮皇居に充てたまひし旧桂宮御殿三階建御殿其の他を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て先朝の遺跡を保存したまへり」
- (8) 明治工業技術の集大成の書である『明治工業史』建築編(工学会明治工業史発行所、一九二七年)は、皇室の宮殿を「実用」と非実用に分けて整理しており、二条離宮の本丸御殿を、「実用的建造物」と位置づけた。一方、二の丸御殿を「非実用建造物」としている。
- (9) 『二条離宮沿革誌』(識別番号一二九二四〇一、一二九二四〇二、宮内庁書陵部宮内公文書館)

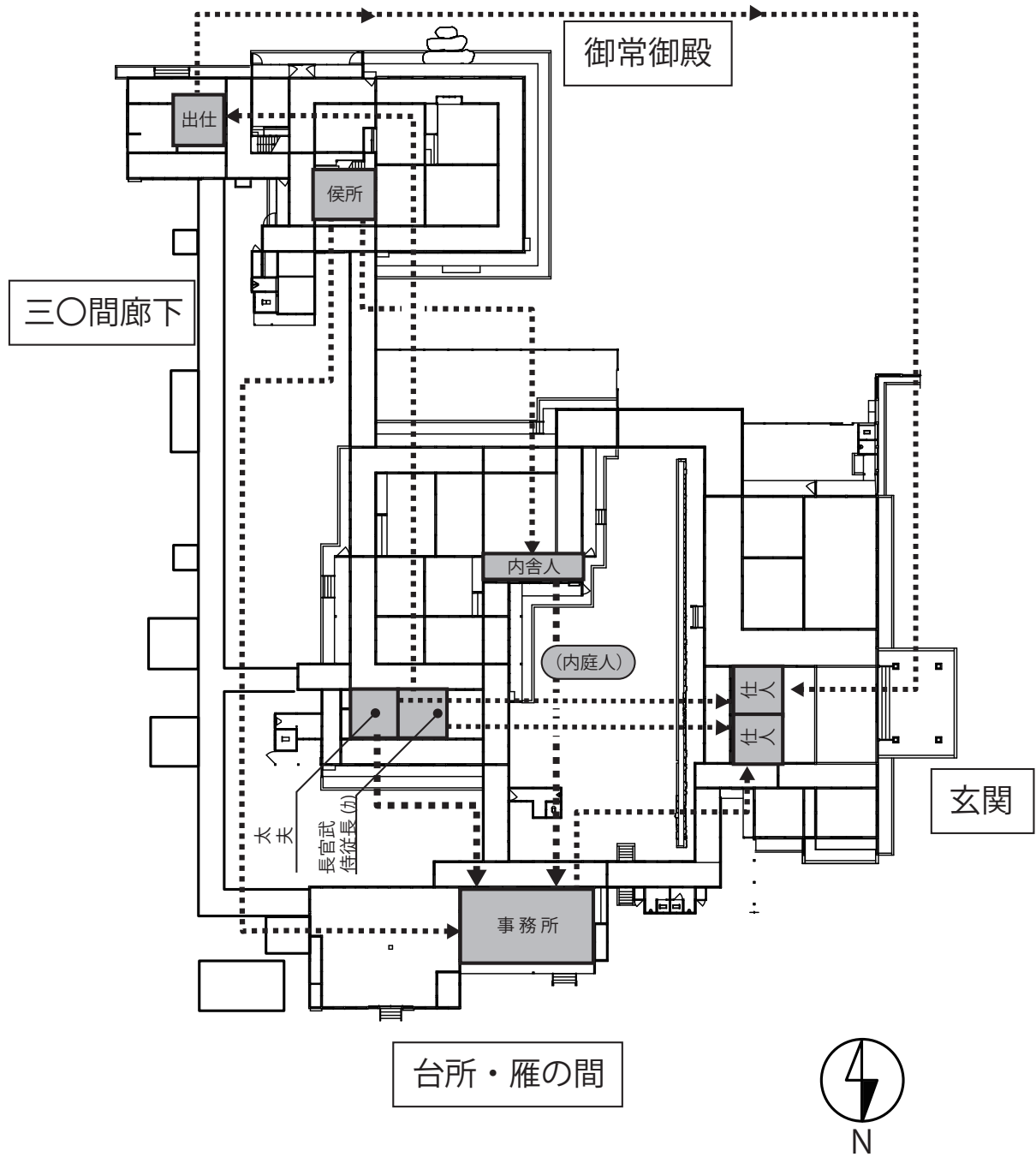
(10) 前掲註(9)の「二条補遺」に「明治一九年九月二一日、内匠寮ヨリ主殿寮

- 出張所へ二条離宮御修繕向竣工ニツキ絵図面及地積建坪票目相添引渡是日領収⁽²⁾ヲ受取ル」とある。また内匠寮については、皇室事典編集委員会『皇室事典 令和版』（KADOKAWA、二〇一九年）を参照した。
- (11) 『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二年）、小林丈広『明治維新と京都 公家社会の解体』臨川選書14、二〇一六年）、『名家歴訪録』（中篇、黒田譲、一九〇一年）、百瀬ちどり「勤王の志士・宇田淵の事績」『乙訓文化遺産』二四号（乙訓文化遺産を守る会、二〇二〇年）。また、百瀬氏は、宇田淵について調査した成果をホームページ「楓宸百景」(<https://chidori-jyuku.jindo.com/>)で公開している。
- (12) 「宮内庁京都事務所の概要」『宮内庁京都事務所 年報4』（宮内庁京都事務所、二〇二三年）
- (13) 桂宮淑子内親王の異母妹である和宮のこと。
- (14) 前掲註（11）のうち『名家歴訪録』
- (15) 『四親王家実録26桂宮実録 第七卷』（吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修、ゆまに書店、二〇一七年）以下『桂実』とする。明治六年八月一九日、明治八年四月二〇日
- (16) 「桂宮 静寛院宮 御達並諸願伺届留 慶応三年明治五年」（識別番号 八二八三七、宮内公文書館所蔵）、『桂実』二二三頁
- (17) 『桂実』明治四年五月一八日
- (18) 『桂実』明治一〇年一月二七日、明治一〇年二月三日
- (19) 『桂実』明治九年七月二九日
- (20) 『桂実』明治一〇年二月二八日
- (21) 『桂実』明治一二年一月二七日
- (22) 「桂宮日記」（函架番号四六六・一、宮内庁書陵部図書寮所蔵）以下、「桂」とする。明治一三年八月九日
- (23) 「桂」明治一三年八月一〇日
- (24) 『桂実』明治一三年一月二〇日ほか
- (25) 『桂実』明治一四年一〇月三日
- (26) 前掲註（25）、「桂宮日記」明治一四年一月二二日では淑子内親王薨去につ
- き医官への診療の取り消しなどを行っていることが伺える。
- (27) 『明紀』第六卷、一一一頁、前掲（2）齊藤氏論文、前掲（11）小林氏著書
- (28) 『明紀』第六卷一一四頁
- (29) 前掲註（28）一一七頁
- (30) 『桂実』明治一六年一月五日
- (31) 『桂実』明治一九年二月二〇日
- (32) 『桂実』明治一九年二月二七日
- (33) 『桂実』明治一九年二月六日
- (34) 『桂実』明治一十九年三月一日
- (35) 『日出』79、130、144
- (36) 『日出』206
- (37) 『日出』245ほか、『明紀』第八卷、八二五頁
- (38) 前掲註（10）の『皇室事典 令和版』に同じ。
- (39) 『日出』40
- (40) 『日出』91
- (41) 『日出』34
- (42) 前掲註（10）と同じ。また、宮内庁HP沿革 <https://www.kunaicho.go.jp/event/kyotonenpo/pdf/or01/1-4pdf>
- (43) 前掲註（1）に同じ。
- (44) 「工事録4 大正4年」、識別番号四三七一一、宮内公文書館所蔵
- (45) 『日出』308、明治四三年九月一八日、明治四四年八月二二日
- (46) 『日出』295、344、483、485、明治三六年五月八日、明治四〇年六月五日。松根東宮属、春日調度属、内海知事、京都府の行啓事務掛、東宮職主事桂潜太郎・内大臣秘書官兼東宮侍従候補原恒太郎、生源寺女官、東宮職属中村胤長など。
- (47) 『紀要』第二号にて触れた。
- (48) 『日出』320、358
- (49) 前掲註（44）と同じ。
- (50) 「工事録12 明治29年」（識別番号四三六二五、宮内公文書館所蔵）、「工事録5 明治30年」（識別番号四三六三〇、宮内公文書館所蔵）ほか、今江秀史「明治

- 二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」(『紀要』第二号)
- (51) 原武史『可視化された帝国』一頁(みすず書房、二〇〇一年)
- (52) 孝明天皇二〇年祭のための京都行幸で、二条離宮へも行幸した『明治天皇行幸年表』明治天皇聖蹟保存会編、国会図書館デジタルコレクション、大行堂出版、一九三三年ほか。
- (53) 『明治天皇行幸史録』(潮書房、一九三一年)、『明治文化全集第十七巻 皇室編』(日本評論社、一九六七年)
- (54) この行幸を取り上げたものに保本野夢「古都」京都と天皇制の可視化』『空間・社会・地理思想』(九号、大阪市立大学編、二〇〇四年)がある。
- (55) 前掲註(7)に同じ。
- (56) 前掲註(7)八二五頁、前掲註(11)の百瀬ちどり氏のホームページ「楓宸百景」において、「明治以後皇族実録29 山階宮実録25」(識別番号七七六二九、宮内公文書館所蔵)を調査し、この行啓の酒宴について触れられている。
- (57) 前掲註(7)に同じ。
- (58) 「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」(識別番号三八九九七、宮内公文書館所蔵)
- (59) 西川誠『明治日本の大日本帝国 天皇の歴史』(株式会社講談社、二〇一一年)、小沢朝江、水沼淑子「明治期における巡行施設の建築様式と使い方に関する研究―皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景―」(住総研 研究年報 No.29、二〇〇二年)
- (60) 「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 明治5・10年」(分類番号三二一八五、宮内公文書館所蔵)
- (61) 『日出』308などから、行啓に際して調度局との関連が伺える。また、机と椅子は現在も元離宮二条城事務所に伝来する。
- (62) 『日出』253、前掲註(7)に同じ。「呈寿」の名前については、『紀要』二号で述べたので、ここでは触れない。また、『明紀』第八卷八二五頁には、その後、皇后が二条離宮に行啓するが、この時の様子は不明である。
- (63) 原武史『大正天皇』(朝日新聞出版、二〇二三年)が詳しい。本稿において、皇太子となる以前の呼称についても便宜上、嘉仁皇太子と統一した。また、
- 明治三一年以前に御用邸への避暑や避寒、また明治二八年の広島大本営へ行啓したが、その性格が異なる。そのため、明治三一年を初めての行啓とした。
- (64) 原武史『大正天皇(朝日文庫)』(朝日新聞出版、二〇一五年)六八〇六九頁
- (65) 前掲註(64)七〇頁
- (66) 前掲註(64)七八〇八五頁。原氏は、一八九一年にロシア皇太子のニコライ(後のニコライ二世)(一八六八〇一九一八)を長崎で出迎え長崎、鹿児島、神戸、京都などの巡幸を共にした経験から、有栖川宮威仁親王が、嘉仁皇太子の地方巡啓を思いついたのではないかと推測している。
- (67) 「東宮」嘉仁親王行啓各地写真帖(明治31年)「函架番号B1・62、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。このうち、二条離宮に関するものを本稿に収めた。
- (68) 『大正天皇実録 補訂版 第一』(株式会社ゆまに書房、二〇一六年)
- (69) 前掲註(64)五六頁
- (70) 伊藤之雄『明治天皇―むら雲を吹く秋風にはれそめて―』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)二七七頁
- (71) 前掲註(64)七〇〇七二頁
- (72) 『日出』277
- (73) 『日出』281
- (74) 前掲註(70)三六五頁
- (75) 前掲註(68)に同じ
- (76) 「桂」明治一四年九月三〇日、『桂実』明治一四年一〇月三日、『明紀』第5巻五二四頁
- (77) 前掲註(44)に同じ。
- (78) 前掲註(44)に同じ。また、大正八年は「工事録3 大正10年」(識別番号四三三七三三、宮内公文書館所蔵)で、大正一〇年に大正八年のものが参照された。
- (79) 前掲註(9)に同じ。



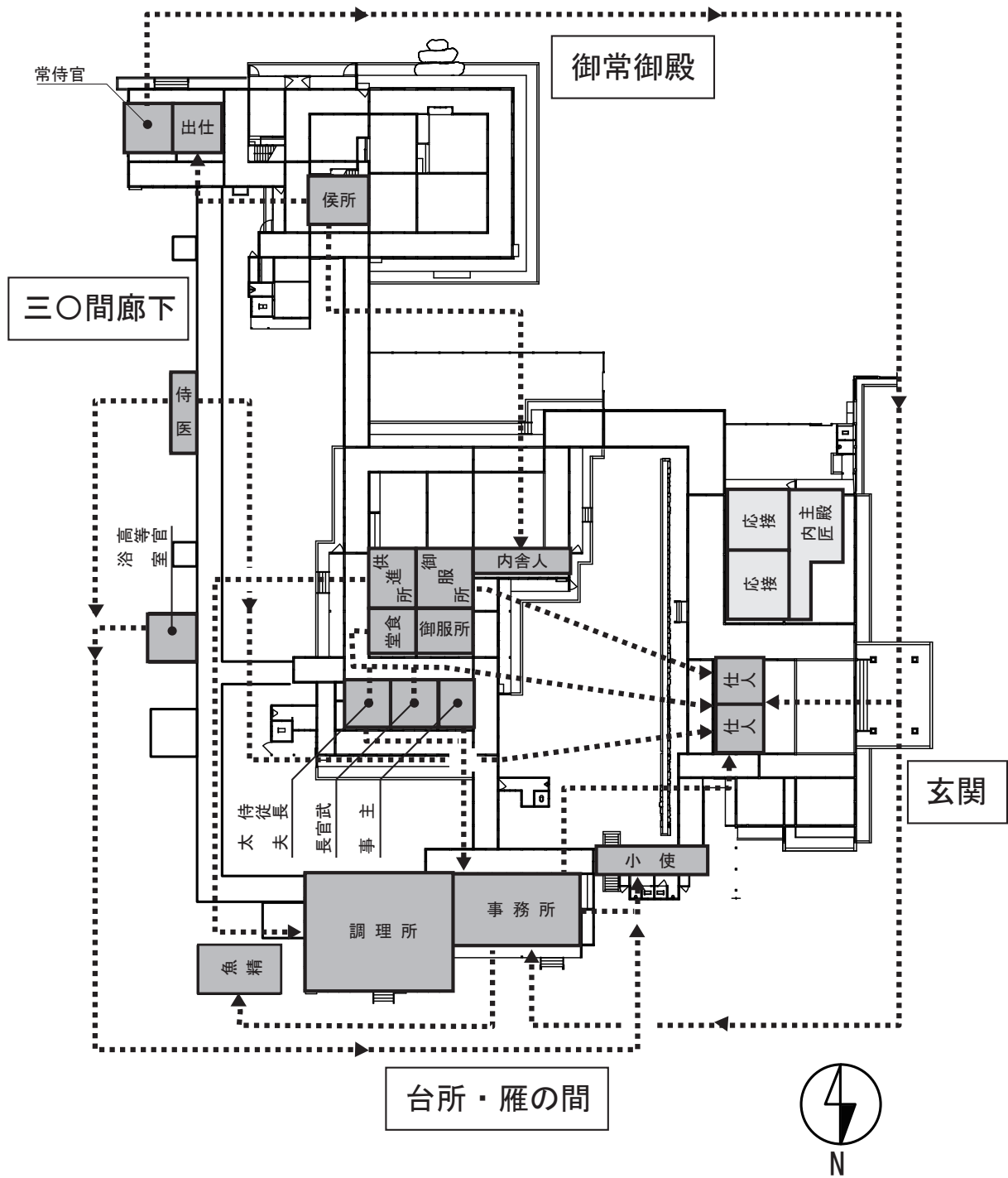
【図1 表2対応 本丸御殿図】



【図2 大正4年電鈴図】

【注】

大正4年電鈴図は、表2※4に出典を記した。



【図3 大正8年、10年電鈴図】

【注】

大正8年、10年電鈴図は、表2※8に出典を記した。

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出典
1912(M45)		—	本丸角門跡角柵改造	『沿革 工』
1913(T2)	3/9	裕仁皇太子行啓	—	—
"	6	—	本丸御殿向床下風窓増設	『沿革 工』
1914(T3)	6	—	本丸御車寄南使者ノ間其他張付襖修繕	『沿革 工』
"	3/18	裕仁皇太子行啓	—	—
"	7/4	裕仁皇太子行啓	—	—
1915(T4)	4	—	行啓につき二の丸より直通電話ならびに室内電鈴一時設置、 照夜燈一時建設、建具建て合わせ、蜘蛛の巣その他掃除、 目隠しの鯨幕張、絨毯と帆木綿を敷く(10日)	『大正4年工事録』
"	4	—	旧女官部屋、臣下浴室、東方板塀修繕	『沿革 工』
"	4/16	裕仁皇太子行啓	—	—
"	11	—	大正天皇大饗宴(16日、17日)	—
"	11/8	裕仁皇太子行啓	—	—
"	11/22	皇子行啓	—	『大正記録』巻116
1916(T5)	11	—	本丸臣下浴室東方板塀ヲ木賊塀ニ改造、本丸車寄脇塀重門 改造、臣下調理所模様替、物置を本丸湯沸所へ移転、本丸 各所長押塀並板塀等扣柱取替	『沿革 工』
"	12	—	行啓につき電灯、電話等架設ならびに清掃など(1日)	『大正5年工事録』
"	12/11	裕仁皇太子行啓	—	『大正5年工事録』
1917(T6)	6	—	本丸宮殿風窓増設	『沿革 工』
1918(T7)	3	—	京都御所殿掌以下旧浴室を本丸園丁匠夫詰所に移転模様替、 本丸廻り石垣間隙埋石工事	『沿革 工』
"	4/2	裕仁皇太子行啓	—	—
1919(T8)	8	—	本丸中坪廻中仕切塀撤去及び改造、調理所等長押塀撤 去、皇族厠脇長押塀改造及び修繕、調理所南側窓日隠 新設	『沿革 工』
"	5	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(10日)	『沿革 補』
"	5/20	裕仁皇太子行啓	—	—
1920(T9)	3	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(12日)	『沿革 補』
"	3/23	裕仁皇太子行啓	—	—
"	6	—	本丸電燈新設	『沿革 補』
"	10	—	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(4日)	『沿革 補』
"	11/4	裕仁皇太子行啓	—	—
1921(T10)	2/23	裕仁皇太子行啓	—	—
"	5	—	本丸臣下便所床下改修其他	『沿革 工』
"	9/12	裕仁皇太子行啓	—	—
"	10	—	主殿寮廃止、内匠寮出張所を設置	『宮』
1936(S11)	11	—	宮内省京都地方事務所設置	『宮』
1939(S14)	—	—	二条離宮、京都市に移管し、元離宮二条城と称す	—

【出典】『沿革』：『二条離宮沿革誌 一』（識別番号 12924-1、宮内公文書館所蔵）

『沿革 附』／上記「二条離宮沿革 附現状一般」の章

『沿革 補』／上記「二條補遺」の章、『沿革 工』／上記「工事録」の章

『明治24年工事録』（識別番号 43595、宮内公文書館所蔵（以下、同じ））、『明治26年工事録』（3979-1）、

『明治28年工事録』（43613）、『明治30年工事録』（43630）、『明治35年工事録』（43655）、『大正4年工事録』（43711）、

『大正5年工事録』（43712）、

『大札記録』（請求番号 札 00285100、国立公文書館）

「二条離宮避雷針之図」（識別番号／39021、宮内公文書館所蔵）

『日出』：『日出新聞』（『紀要2』の細目番号を記し、ここに収録されていないものは日付を付した）

『宮』：宮内庁のHPに掲載する沿革を引用した。（URL <https://www.kunaicho.go.jp/event/kyotonenpo/pdf/r01/1-4.pdf>）

【注】※本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理に関する事項を挙げ、必要と思われるものを、これに加えた。明治以降、太政官代と府庁、本丸御殿が移築される以前の、離宮への行幸啓（M20、M23、M24）は含めていない。

※行幸啓のみ年月日を記し、その詳細は表3に記した。また、行幸啓以外の日にちについては、必要な箇所は事項の文末に付した。

※この表は、現段階で確認できたものである。今後、膨大な量の『工事録』等の調査により、さらに事項等が追加されるものである。

【表1】二条離宮本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出典
1884(M17)	9	—	二条城を二条離宮とする。宮内省の所管とし、大修理が行われた。	『沿革 附』
1886(M19)	3、9	—	二条離宮が内匠寮の管理となる。二条離宮修繕工事竣工後、内匠寮より主殿寮出張所へ渡される。	『沿革 補』
1891(M24)	12	—	本丸及び二の丸草刈り掃除	『明治24年工事録』
1893(M26)	4	—	本丸内敷地開墾、旧本丸内地平均	『沿革 工』
〃	—	—	西橋架換（西本丸入口橋架替）	『沿革 工、補』
1894(M27)	12	—	桂宮御建物二条離宮本丸地所へ曳建（御車寄前及御書院前等井戸屋形、表御唐門脇より本丸西橋詰めまで馬車道、庭園、大膳職等の工事）竣工	『明治26年工事録』 『沿革 補』
〃	2	—	大膳職東脇便所新設（旧桂宮ヨリ曳建）、御車寄西北便所新設（旧桂宮ヨリ曳建）	『沿革 工』
〃	—	—	本丸避雷針取設	『沿革 工』 『明治35年工事録』 『二条離宮避雷針之図』
1895(M28)	3	—	本丸東入口高塀修繕	『明治28年工事録』
〃	5/23	明治天皇行幸	—	—
〃	5/29	明治天皇皇后行啓	—	—
〃	7	—	本丸庭園改作	『沿革 工、補』 『紀要2』
1896(M29)	3	—	櫻樹（ナツメ）植付（天守跡周囲櫻樹植付）	『明治30年工事録』 『沿革 工』
〃	11	—	本丸庭園月見台修繕、本丸三階階段改造、二階明取り窓取設その他物置入り口模様替え、本丸樹木運送植え付け	『明治30年工事録』
1897(M30)	1	—	三階その他障子張替	『明治30年工事録』
1898(M31)	6	—	本丸避雷針地中板増設、本丸石階修繕	『沿革 工』
〃	10	—	行啓につき馬車舎、馬繋、浴室及び火所新築、調度ととのえる（1日）	『日出』 317、318
〃	10/12	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	10	—	電話架設（15日）	『日出』 352
1899(M32)	3	—	本丸東石階修繕	『沿革 工』
1900(M33)	5	—	本丸の内などに仮屋建築（御料馬車舎一棟、魚精所一棟、湯沸所一棟、高等官以下浴室一棟、女官浴室并便所一棟、馬丁部屋、省丁詰所、車夫溜所各一棟、合計十一棟。湯沸場、洋食御料理場等は鉄板で屋根を葺く明治三十三年五月二十二日（22日）	『日出』 478
〃	5	—	電話架設（25日）	『日出』 483、485
〃	5/26	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	7	—	本丸西北石階修繕	『沿革 工』
〃	10/15	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	11/19	嘉仁皇太子行啓	—	—
1901(M34)	4	—	本丸東橋架替	『沿革 工、補』
1902(M35)	4	—	本丸石階段修繕	『沿革 工』
〃	8	—	本丸樹頭避雷針建設	『明治35年工事録』
1903(M36)	10/20	嘉仁皇太子行啓	—	—
1906(M39)	12	—	魚精所（臣下調理所）新設、湯沸所新設	『沿革 工』
1907(M40)	1	—	本丸板塀建設、行啓につき女中部屋新築、女官便所新築、高等官以下浴室新築、高等女官以下浴室新築、電話架設	『沿革 工』 『沿革補』 『日出』 M40. 1. 1
〃	6/4	嘉仁皇太子行啓	—	—
1908(M41)	5	—	本丸車寄屋根銅葺ニ葺替、本丸車寄溜ノ間軒樋架設、本丸西橋修繕、本丸御庭へ樹木植付并庭石配置	『沿革 工』
1910(M43)	9/26	嘉仁皇太子行啓	—	—
1911(M44)	4/4	嘉仁皇太子行啓	—	—
〃	8	—	本丸銅張門修繕	『沿革 工、補』
〃	11/17	嘉仁皇太子行啓	—	—

年月／使用者								
明治39, 40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月	大正8年10月		大正8, 10年		
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6	裕仁皇太子 ※7		裕仁皇太子※8		
—	—	—	車 寄	第五区	—	—		
—	—	受 付	—		絨毯敷き	—	—	
—	—	—	—		—	—	—	
—	—	—	—		—	—	—	
—	—	受付・休所	小使休所		絨毯敷き	—	小者詰所	
—	—	(南) 京都府 (北) 溜ノ間	(南) 主殿・内 匠詰所、(北) 京都府庁員詰所		—	—	主殿、内匠	
—	—	面謁所	扣室		—	—	応 接	
—	—	主殿寮出張所	面謁所		—	—	応 接	
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—	
—	仕 人	雑 仕	仕人詰所		—	—	仕 人	
—	仕 人			—	—	仕 人		
—	—	—	拝謁所	第三区	絨毯敷き	紋絹張り	—	
—	—	拝謁所			—	—	—	—
—	—				—	—	—	—
—	内舎人	内舎人(カ)	内舎人		絨毯敷き	—	内舎人	
—	—	—	呉服所		絨毯敷き	—	御服所	
—	—	供進所	供進所		—	—	供進所	
—	—	御服所	食堂		—	—	御服所	
—	—	高等官食堂	食堂		—	—	食 堂	
—	太 夫	官 房	庶務主任		—	紋織物張り	侍従長太夫	
—	両長 (武官長と 侍従長カ)	侍 医	侍 医		—	—	武官長	
—	—	菓 丁	食 堂	—	—	主 事		
—	—	皇族便所	—	皇族便所、絨毯敷き		((便所))		

※5 前掲※4「工事録」のうち「大正4年7月両皇子殿下 二條離宮本丸布設図」

※6 前掲※4「工事録」のうち「二條離宮本丸御殿其他平面図」

※7 「二條離宮沿革誌」宮内公文書館所蔵、識別番号 12924-1、12924-2。

※8 「工事録 大正10年」のうち「京都二條離宮本丸宮殿平面図」、識別番号 43733、宮内公文書館所蔵。大正10年の電鈴取り付けは、大正8年の図面を参考に設置された。

※9 本丸御殿内で京都の物産を列し、販売された。これは、当時の展覧会を検討する上で重要であり、中谷至宏「作品という制度—京都における美術館・展覧会史をめぐる一—」『芸術／葛藤の現場—近代日本芸術思想のコンテキスト—』(晃洋書房、2002年)が参考になる。

【表2】本丸御殿の部屋の使用 1 / 2

棟	部屋など	年月／使用者		
		明治28年4月	明治31～44年	
		明治天皇行幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2	
玄 関	1 車寄	御車寄 四半石敷	43年9月26日「本丸御車寄附近は、一面白砂を敷き詰め」、明治40年6月7日「此時東宮妃殿下には伏見文秀女王、万里小路御内儀監督を始め女官等を従へさせられ、御車寄せ迄御出迎への上御対顔」、明治43年9月「車寄右側一室に京都府出張所設置」	
	2 玄関の間	御執次之間	33年5月27日「大玄関正面には大時計、テーブルを三脚据え、中央には青洞大花瓶に松、菖蒲、葉牡丹を活け、其南手には松、北手には柘榴の盆栽を据へたり。而して他の二脚の中、一脚は高等官の御機嫌伺の名簿一脚には判任以下の同名簿を備へ、次の間は応接所に宛てられたり」、33年10月16日「玄関の正面には卓子（テーブル）を据へて参殿簿を備へありたり」、40年6月5日「御玄関脇には先着の吉見女官出迎」	
	3 取次の間		—	
	4 内玄関	御玄関	—	
	5 取次詰所	「仕人」執次詰所	—	
	6 使者の間	「溜ノ間」使者之間	44年11月15日「京都府出張所は大玄関の南手の一室を借受け」	
	7 殿上の間	「面謁所」殿上之間	—	
	8 公卿の間	「面謁所」公卿之間	—	
	9 廊下	廊 下	33年5月26日「内玄関より御通過の廊下等には白金巾を敷きたり」、33年10月16日「大玄関より御座所まで御通路には白金巾を敷詰めあり」	
	10 竹の間（南）	竹之間	—	
	11 竹の間（北）	「京都府」竹之間	—	
御書院	12 書院一の間	「謁見所」御中書院一之御間	43年9月26日「大広間の正面には高さ二丈余の竹の心に常盤木を女夫挿しとし、絨氈の上には白布が敷詰められた」	
	13 書院二の間	二之御間	40年6月7日「陳列室は謁見所前の一室（三間半に四間、都合十四坪）を充当」、40年6月8日「京都の物産を、兩殿下謁見所前の一室を借り陳列」※9	
	14 書院三の間	三之御間		
	15 北廊下	—	—	
	16 春の間	春之間	「御物掛」	—
	17 夏の間	夏之間		—
	18 秋の間	秋之間	「内舎人」	—
	19 冬の間	冬之間		—
	20 雲鶴一の間	「表御座所雲鶴ノ間」	—	
	21 雲鶴二の間	同二ノ間	「侍医局」	—
	22 雲鶴三の間	同三ノ間		—
	23 便所	（便所）	—	

※ 部屋名は現在使われている名前で、撤去された建物（三十軒廊下、洋食調理所、魚精所）も含めて番号を付し、図1に対応させた。

※ 北廊下の45便所は、第三区か第四区か不明で、ここでは便宜上、第四区に含めた。

※ 1 「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」識別番号38997、宮内公文書館所蔵。「」は明治天皇命名とされるもの。竹の間（北）には、付箋が貼られているため「竹の間」を補った。47附属建物の洋食調理場は台所に附属する建物で、他ではみられない。

※ 2 明治31年から明治44年までの『日出新聞』の記事と掲載年月日を記した。

※ 3 『二条離宮沿革誌 一』（識別番号12924-1、宮内公文書館所蔵）のうち「工事録」「二條補遺」。「二條補遺」に、東宮大夫より将来のため保存するよう伝えられたことを示す。大正4年に確認できる部屋数、浴室や便所などとその数が一致するため三〇間廊下の建物であるとした。また、御殿の北側に商人と車夫溜場、湯沸所が作られ、後に引き継がれた。浴室の43、44は高等女官以下浴室、高等官以下浴室としたが、その順は明確でない。

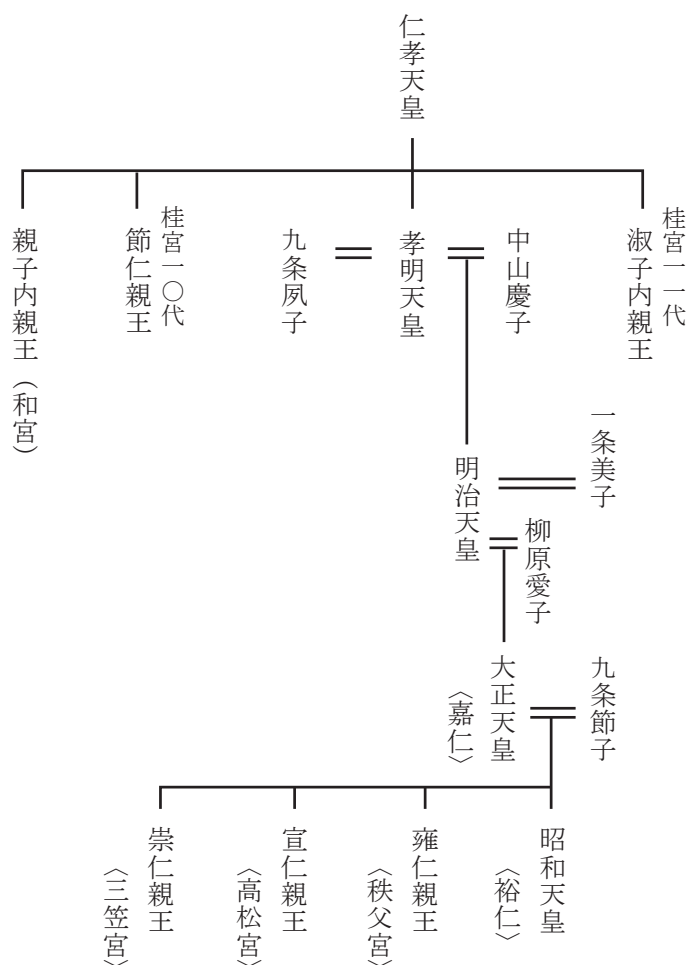
※ 4 「工事録4 大正4年」識別番号43711、宮内公文書館所蔵。このうち4月行啓の電鈴布設図面がないため、設置場所は※5 ※6 ※8を参照した。

年月／使用者							
明治39, 40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月	大正8年10月		大正8, 10年	
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6	裕仁皇太子 ※7		裕仁皇太子※8	
—	—	—	—	第一区	—	—	
—	—	御座所	御座所		絨毯敷き	紋織物張り	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	御食堂	—		—	—	—
—	—	御寝間	—		—	紋織物張り	—
—	—	—	—		—	—	—
—	—	御納戸	—		絨毯敷き	—	—
—	候 所	候 所	傳育官控室		—	—	候 所
—	—	—	—		—	紋紙張り	—
—	出 仕	官 長	傳育官長		—	紋紙張り	出 仕
—	—		—		—	—	紋紙張り
—	—	—	—		—	紋紙張り	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	—	—		絨毯敷き	—	—
—	—	—	—	薄縁敷き	紋絹張り	—	
—	—	—	—	帆木綿敷き	—	—	
女中部屋	—	傳育官	武 官	第二区	—	—	
	—		傳育官		—	—	侍 医
女官便所	—	便 所	—		—	—	
高等女官以下浴室	—	浴室、物入	—		—	—	高等官浴室
高等官以下浴室	—	浴室、不用	—	—	—	—	
—	—	高等官便所	—	—	—	—	
—	—	調理場、包丁	調理場、包丁	第四区	高等官便所	—	
—	—	—	—		一部を土間とする	—	調理所
—	—	—	—		—	—	—
—	事務所	物 置	事務所		帆木綿敷き	—	事務所
—		事務所			事務所	帆木綿敷き	
—	—	判任便所	—		判任以下便所		(便所)
—	—	親任以下便所	—		判任以下便所(カ)		(便所)
—	—	—	—		帆木綿敷き	—	小 使
魚 精	—	魚 精	—	調理所は土間	—	魚 精	

【表2】本丸御殿の部屋の使用 2 / 2

		年月／使用者	
棟	部屋など	明治28年4月	明治31～44年
		明治天皇行幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2
御常御殿	—	—	33年5月22日「東宮殿下御座所は同離宮御本丸の西南隅なる御殿とし、其次の御三間を御次の間とし」、33年10月12日「殿下の御座所は二条離宮旧御本丸三階の御殿を以て之れに充てさせらるゝ由」、40年6月2日「御坐所は御本丸階下西南隅の御殿を以て之に充て、同妃殿下は其後方の御殿に入らせらるゝ設備にて」、40年6月7日「南西の御殿なる御座所に入らせられたり」
	24 松鶴の間	「玉座」「奥御座所松鶴ノ間」	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、東の御間を御座の間に充てさせられ」
	25 御座所廊下	御縁座敷	33年10月12日「御座所の廊下に盆栽類を陳列」
	26 四季草花の間	「四季草花ノ間」	—
	27 雉子の間	「雉子ノ間」御寝之間	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、其中央の御間を御寝所」
	28 耕作の間	「侍寝」耕作之間	—
	29 御納戸	—	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、西の御間は侍従参候所」
	30 萩の間	—	33年5月22日「東北隅の御間を妃殿下の御化粧の間となすとの御予定なる趣き」
	31 御化粧の間	御化粧之間	—
	32 御茶所（西）	御茶所	「常侍官」
	33 御茶所（東）	御茶所	
	34 御茶所廊下階段周辺	「供進」	33年5月22日「尚ほ御化粧の間廊下の階段より御本丸の三階に昇らせらるゝことを得る由、其他高等女官及判任女官の詰所及化粧の間、侍従詰所等は成るべく殿下御座所附近に間取をさるゝ筈なりと」
	35 厠	—	—
	36 二階	—	—
	37 三層楼呈寿	「呈寿」	31年10月12日「三層階を賞翫したまひて 階上へ掲額の仰せあり」、33年5月27日「四山の風景を御眺望」、33年11月21日「呈壽閣（三層楼）より四山の風光を御眺望あらせられ」、40年6月2日「御寝室は階上と定められし由」
三十間廊下	38 東廊下	「給仕」	—
	39 一の間	—	—
	40 二の間	—	—
	41 三の間	—	—
	42 便所	—	—
	43 浴室	湯殿(3カ所)	—
	44 浴室		—
雁の間、台所周辺	45 北廊下便所	(便所)	—
	46 台所	大膳職	—
	47 附属建物	洋食調理場	—
	48 雁の間（東）	「包丁」「主膳課」詰所	—
	49 雁の間（西）	「事務所」詰所	—
	50 北側取合廊下便所(東)	(便所)	—
	51 北側取合廊下便所(西)	(便所)	—
	52 北側取合廊下	廊下	—
その他	53 魚精所（臣下調理所）	魚精所（ただし位置は53でなく、台所北西にあった）	—

【参考】 系図



【凡例】 行幸啓

- 明 : 明治天皇
- 明皇 : 明治天皇皇后
- 嘉 : 嘉仁皇太子 (後の大正天皇)
- 大 : 大正天皇
- 裕 : 裕仁皇太子 (後の昭和天皇)
- 雍 : 雍仁親王 (後の秩父宮)
- 宣 : 宣仁親王 (後の高松宮)

【注】

- ※ 滞在期間は巡幸や巡啓の日数でなく、二条離宮本丸御殿に滞在した期間で、二条離宮に到着した日と出発した日を含めたものである。
- ※ 明治5、10、13年は、本丸移築前の桂宮御殿へ行幸。また、明治20年は二条離宮へ行幸したが、本丸御殿の移築前なので、これに加えない。明治23年の皇后行啓、明治24年の皇太后行啓も同様である。
- ※ 行啓ではないが、明治28年5月27日に山科宮晃親王が二条離宮で催された酒宴に招かれている。この時、本丸御殿が使われたと推測される。
- ※ 前掲の原武史著書によると、皇太子の行啓は大きく公式と非公式に分けられ、非公式なそれは、皇太子の教育の一環として行われる非政治的な「微行」であった。明治31、大正2、同3年の「微行」は降矢が補った。
- ※ 大正天皇は、大正4年11月16日と17日に、即位式の大饗宴のため二条離宮に行幸した。しかし、本丸御殿へは行幸していないので、これに含めない。
- ※ 『裕』は、大正4年12月11日から同14日まで滞在したとするが、『大』では確認できないので省く。
- ※ 1 『裕』は大正3年7月4日から7月7日、4日間とする。
- ※ 2 大正5年は、『紀要』第2号で報告していないが、行啓が確認できたので、ここに加える。
- ※ 3 『裕』は大正8年5月22日から5月25日とする。

【表3】二条離宮本丸御殿への行幸・行啓年表

年	月 日		期間	行幸啓	内 容	参考文献
1895(M28)	5/23	-	1日間	明	大本営が京都に移され、本丸御殿へ行幸	『明』『官』
〃	5/29	-	1日間	明皇	二条離宮へ行啓したが、詳細は不明	『明』
1898(M31)	10/12	11/9	29日間	嘉	「微行」京都、奈良巡啓	『大』『日出』『大正』69
1900(M33)	5/26	6/2	8日間		「公式」三重、奈良巡啓(結婚報告のため)	『大』『日出』『大正』78
	10/15	10/16	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 往	『大』『日出』『大正』92
	11/19	11/20	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 復	〃
	1903(M36)	10/20	10/23		3日間	「微行」和歌山瀬戸内巡啓
1907(M40)	6/4	6/9	6日間		「公式」山陰巡啓	『大』『日出』『大正』146
1910(M43)	9/26	10/6	11日間		京都滋賀巡啓特別工兵演習見学	『大』『日出』『大正』209
1911(M44)	4/4	4/5	2日間		「微行」広島、長崎、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』202
	11/17	11/23	7日間		「微行」京都、大阪、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』205
1913(T2)	3/29	4/4	7日間		裕・ 雍・ 宣	「微行」京都、巡啓(山陵参拝)
1914(T3)	3/18	3/20	3日間	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 往		『昭』『裕』『昭』2-14
	3/26	3/28	〃	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 復		『昭』『裕』『昭』2-15
	7/4	7/6	〃	「微行」京都市行啓(伏見桃山東陵参拝)		『昭』『裕』※1
1915(T4)	4/16	4/22	7日間	裕	「微行」京都、奈良巡啓(山陵参拝、奈良見学)	『昭』『裕』『可視』248、 『大正』265
	7/22	7/26	5日間		雍・宣	「微行」饗宴場の見学を含む
	11/8	11/12	5日間	裕	「公式」京都市行啓(大正天皇即位の礼臨席)	『昭』『裕』『可視』249
	11/22	11/24	3日間	雍・宣	「公式(カ)」京都	「大礼記録」
1916(T5)	12/11	12/14	4日間	裕	「公式(カ)」三重、京都、奈良巡啓(神宮、山陵参拝)※2	『昭』『大正5年工事録』
1917(T6)	11/5	-	1日間	大	二条離宮へ行幸したが、詳細は不明	『大』
1918(T7)	4/2	4/8	7日間	裕	「微行」京都、滋賀巡啓(山陵参拝、巡覧)	『昭』『裕』『可視』254
1919(T8)	5/20	5/25	6日間		「公式」三重、奈良、京都巡啓(神宮並びに山稜参拝)	『昭』『裕』※3『可視』257
1920(T9)	3/23	3/24	2日間		「微行」鹿児島、宮崎、熊本、佐賀、福岡巡啓	『昭』『裕』『可視』259
	11/4	11/5	〃		「微行」大分巡啓(大正天皇名代)	『昭』『裕』『可視』261
1921(T10)	2/23	2/25	3日間		「公式(カ)」名古屋、京都、奈良巡啓(渡欧前参拝)	『昭』『裕』『可視』267

【表4】1898〈昭和31年〉10月嘉仁皇太子行幸における動向

月 日	嘉仁皇太子の動向	宿泊場所	宿泊数	備考、出典 ※
10月 3日	行啓が予定されたが、不調により中止	—	—	『大』495
10月10日	大磯鍋島侯爵別邸出門、名古屋へ	名	2日	『大』495
10月12日	名古屋偕行社発、京都停車場、馬車で二条離宮到着、山形有朋拝謁	二	16日	『大』495『日出』349、351
10月13日	二条離宮を見学（殿掌子爵六角博通が説明）、在京都宮内省一等官、市長等拝謁	〃		御料人力車回送、盆栽陳列／『大』495、500『日出』351
10月14日	二条離宮を見学（殿掌子爵六角博通が説明）、市長等拝謁	〃		電話線架設／『日出』352
10月15日	泉山行啓、後月輪東山陵ほか	〃		『日出』350
10月16日	再び泉山行啓、後月輪東山陵ほか、本丸内外廓を20分ほど散策	〃		『日出』350、358
10月17日	二条離宮で在京の旧女官拝謁、御所	〃		巡查非常招集で警衛／『日出』356、361、363
10月18日	賀茂両社、官幣大社賀茂別雷神社	〃		『大』498『日出』362、363
10月19日	泉涌寺、光格・仁孝両天皇の山陵並びに諸山陵	〃		『大』495『日出』365
10月20日	雨のため中止	〃		『日出』367
10月21日	後月輪東北陵（英照皇太后）、華族会館分局ほか、仙洞御所（見学・殿掌子爵六角博通が説明）	〃		『大』498、501『日出』368
10月22日	教育品展覧会場、新古美術会、時代祭り見学	〃		『大』499『日出』370、372
10月23日	修学院離宮（見学・殿掌子爵六角博通が説明）	〃		『大』502『日出』371、372、376
10月24日	帝国京都博物館、武徳会、水利事務所、山県有朋別邸ほか	〃		池坊の立花生花／『大』500『日出』376、377
10月25日	賀陽宮	〃		『大』499『日出』379
10月26日	嵐山	〃	『大』504『日出』380	
10月27日	東山周辺遊歩	〃	『大』504『日出』383	
10月28日	奈良（畝傍山東北陵、奈良倶楽部ほか）	奈	2日	『大』506『日出』383、384
10月29日	奈良（春日神社、興福寺ほか諸所御見分）	〃		『大』507『日出』383、384
10月30日	奈良（法隆寺、中宮寺）	二	10日	『大』508『日出』385、386、388
10月31日	伏見宮別邸	〃		『大』499『日出』389 ※1
11月 1日	桂離宮、飛雲閣、京都府立簡易農学校、農産物試作場ほか	〃		『大』500、502『日出』390
11月 2日	仁和寺ほか御室遊歩	〃		『大』504『日出』393
11月 4日	黒谷遊歩	〃		『大』504『日出』397
11月 5日	東本願寺枳殻邸	〃		『大』503『日出』395、399
11月 6日	宇治遊覧	〃		『大』505『日出』400、403
11月 7日	官幣大社平野神社、官幣中社北野神社、同白峯宮	〃		『大』499『日出』404
11月 8日	御所、金閣寺	〃		『日出』405、406、409
11月 9日	還啓、京都停車場より汽車、岐阜へ	西		1日
11月10日	還啓、汽車で沼津へ	沼	1日	『大』508
11月11日	新橋停車場、東宮御所に還啓	—	—	『大』508、509

【凡例】宿泊場所

名：名古屋偕行社 二：二条離宮本丸御殿 奈：奈良倶楽部 西：西本願寺別院 沼：沼津御用邸

【凡例】出典

『大』：『大正天皇実録』第1巻（ページ数を付す）

『日出』：『京都日出新聞』（『紀要』2号所収の史料番号を付す）

※ 二条離宮本丸御殿への滞在数は合計29日間であり、期間中に奈良へ2泊3日しており、還啓の日も含めた。

※1 『日出』389は、日付を11月1日とするが、これは10月31日の誤り



(写真1)

宮内庁公文書館所蔵 「明治五年及び十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真二枚二条離宮内所在」のうち一枚



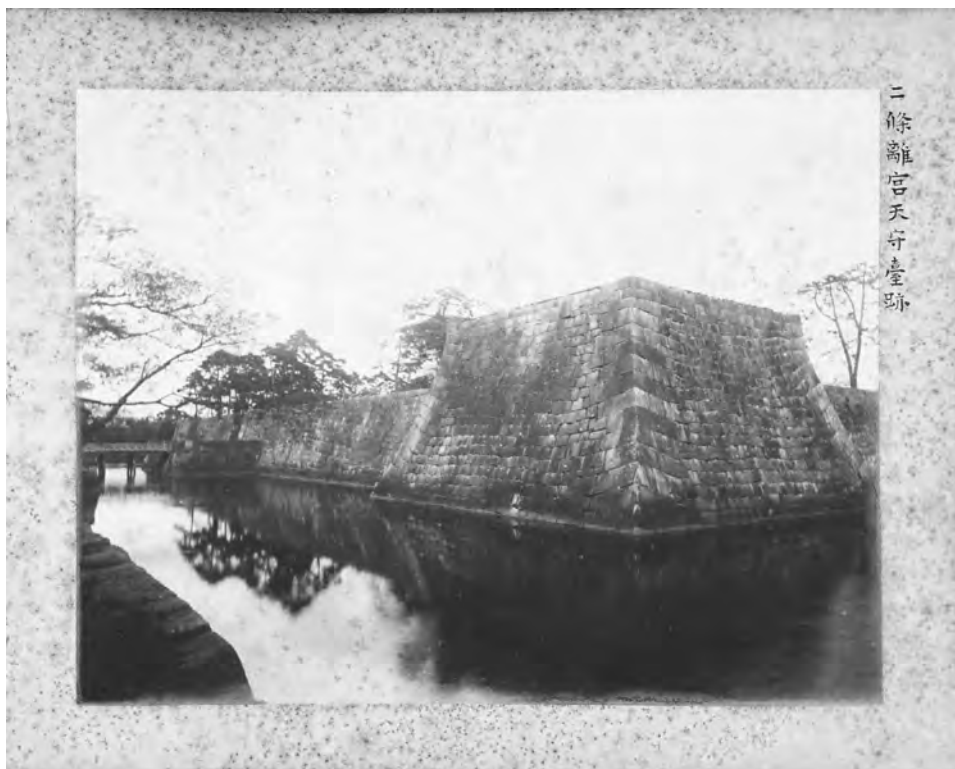
(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮唐門



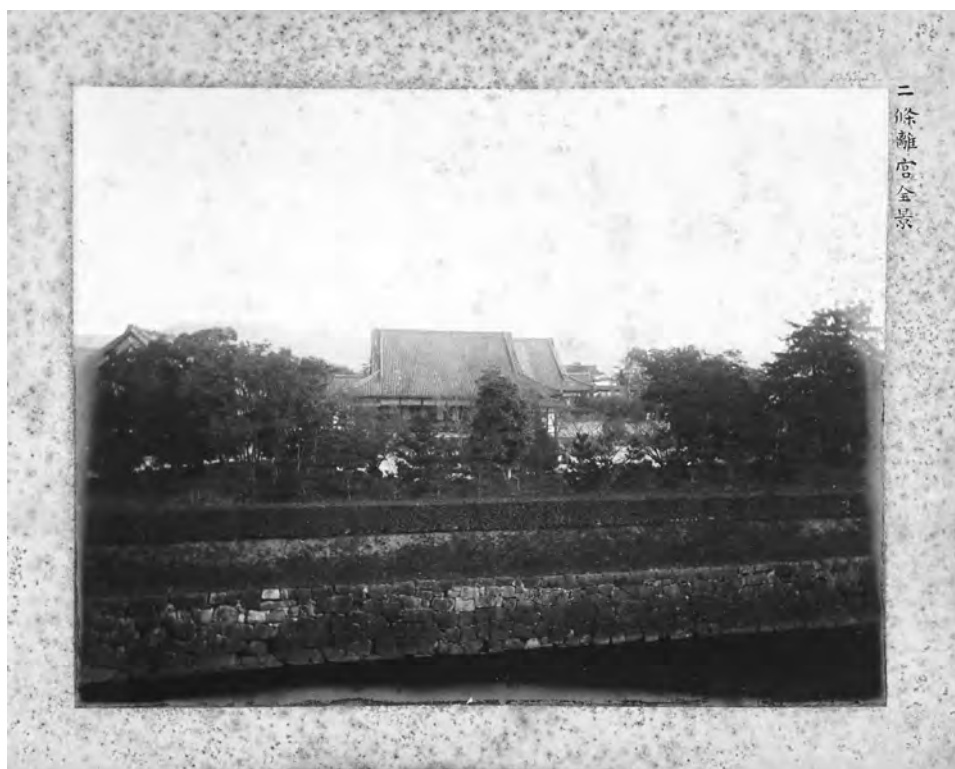
(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮内濠



(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮天守台跡



(写真2)

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮全景